
第**36**期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成**28**年**6**月**24**日（金）午後 **1** 時

開催場所

東京都立川市曙町二丁目40番15号

パレスホテル立川 4階
ローズルーム 西

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件



株式会社 アルメディオ

証券コード：7859
平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都東村山市栄町二丁目32番地13
株式会社 アルメディオ
代表取締役社長 高 橋 靖

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午後1時
2. 場 所 東京都立川市曙町二丁目40番15号
パレスホテル立川 4階 ローズルーム 西
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第36期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

4. 事業報告等のインターネット開示

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご覧ください。

(<http://www.almedio.co.jp/>)

本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- (1) 事業報告のうち「新株予約権等の状況」
- (2) 事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- (3) 事業報告のうち「会社の支配に関する基本方針」
- (4) 連結計算書類の「連結注記表」
- (5) 計算書類の「個別注記表」

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(<http://www.almedio.co.jp/>)
 - ◎当日、当社役職員はノーネクタイ（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に、円安による輸出企業の業績好転や雇用情勢の改善が見られ回復基調で推移したものの、年明けからの円高の進行や株式市場の混乱によって国内景気は後退に転じました。

一方、世界経済は、中国経済減速による下振れ、米国の政策金利の引き上げと原油価格動向によって新興国経済の先行きに警戒感が強まったことから、世界的に株式市場が乱高下するなど景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような環境のもと、当社グループは、平成27年4月30日に公表しました「再成長計画(ReGrowth2015)の実施について」に基づき、「事業の選択と集中」と「構造改革」を引き続き行いました。

「事業の選択と集中」では、平成27年3月31日付「当社一部事業の撤退に関するお知らせ」で公表したとおり平成27年5月31日をもってクリエイティブメディア事業から撤退しました。

「構造改革」では、テストメディア事業をプロダクトインスペクション事業と改称し、テストディスクだけではなく、画像認識技術を活かした検査装置等の開発・販売と検査業務の受託範囲を拡大し、事業展開を図りました。平成27年9月1日より、中国や新興国での事業展開を更に推進するために、事業企画機能の強化を目的として、社長室を新設し活動を開始しております。

平成27年8月31日付「台北支店の設立及び事業譲受けに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、ティアック株式会社の連結子会社であるTAIWAN TEAC CORPORATIONからストレージデバイス事業の譲受けを平成27年9月30日に行いました。譲受けた事業は、当社が平成27年10月1日に設立した台北支店で引き継ぎ、事業を行っております。

また、第4四半期連結会計期間より、断熱材事業で太陽光発電用炉材の需要が回復基調で推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高39億18百万円(前年同期比8.0%増)、営業利益1億77百万円(前年同期比28.5%増)、経常利益1億54百万円(前年同期比9.6%増)、

親会社株主に帰属する当期純利益 1 億21百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失 1 億36百万円）となりました。

各セグメント業績は以下のとおりであります。

なお、第 1 四半期連結累計期間より、テストメディア事業を「プロダクトインスペクション事業」と改称しております。

アーカイブ事業

当事業は、重要な情報を長期に亘って保存及び利用するための長期保存用光ドライブと長期保存用光ディスクの販売を行う「アーカイブ」と、産業用及び A V 機器用光ドライブの開発・製造・販売を行う「ストレージソリューション」が含まれます。

アーカイブは、企業活動によって得られた過去の蓄積データの長期保存と、保管コスト削減を目的とした需要が増加しました。竣工図書をはじめとする各種文書の整理から電子化、保存及び文書管理する受託ビジネスの展開を進め、売上拡大を図りましたが、受注獲得までに時間を要し、受注件数は伸び悩みました。長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクは、国内案件は増加したものの、海外案件の受注規模が縮小したため、計画を下回りました。

ストレージソリューションは、国内の設備投資は緩やかな増加基調が続き、海外では新興国経済の成長鈍化が懸念されたものの、金融及び医療関連での需要が下支えとなりました。第 1 四半期連結累計期間において、一部の顧客に対し、当連結会計年度末までに販売を計画していた製品の全数を一括販売したことや新規案件の獲得により、第 2 四半期連結累計期間までは計画を上回り進捗しました。第 3 四半期連結会計期間以降、海外顧客からの需要が弱まり、受注は鈍化しました。

以上により、アーカイブ事業の売上高は22億22百万円（前年同期比65.0%増）となりました。

断熱材事業

当事業は、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司において、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っております。また、当社でも同社製品を中心とした輸入販売を行っております。

産業炉関連メーカーの設備投資が回復し、円安基調を背景に海外案件を中心に需要が発生しました。

国内では、東南アジア向けの輸出案件の受注獲得に努めました。年明け以降に特需案件を受注したことにより売上が増加しました。九州事業所では、産業炉加熱プラントの設計施工

案件を受託し、耐火材料及び関連製品の販売だけでなく、ソリューション販売を行ったことにより、売上は前年を上回りました。

阿爾賽は、設備投資の勢いが弱まり、高付加価値製品の販売が伸び悩んでおりましたが、第４四半期連結会計期間から太陽光発電用炉材の需要が回復したことにより、売上は計画を上回りました。

以上により、断熱材事業の売上高は13億4百万円（前年同期比22.1%増）となりました。

プロダクトインスペクション事業

当事業は、オーディオ・ビデオ機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストディスク等の開発・製造・販売を行う「テストメディア」と、DVDベリフィケーションラボラトリとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託等を行う「テストング」が含まれます。

テストメディアは、カーオーディオ・カーナビ等の車載機器向けでは、自動車販売が米国で好調に推移し、中国も減税措置により増勢したものの、テストメディア使用量の削減等の影響によって、需要は伸び悩みました。

一方、PCドライブ向けは、モバイル端末の普及が進み、PCの買い替え周期の長期化も重なり、PCの出荷台数が大きく減少したため、需要の落ち込みが続きました。

車載機器やPC周辺機器、オーディオ・ビデオ機器は、光ディスク以外の媒体への移行が進んでいることから、テストメディアの需要は漸減傾向となりました。

新たな商材として検査装置を展開し、中国及び東南アジアの既存顧客を中心に販売を開始しました。さらに既存顧客とは異なる業種への拡販を行いました。その結果、検査装置販売による増収はあったものの、テストメディアの落ち込みを補填することは出来ず、売上は前年を下回りました。

テストングは、平成27年3月31日でDISCWebの有償会員サービスを終了したことにより、売上は前年を下回りました。

以上により、プロダクトインスペクション事業の売上高は3億18百万円（前年同期比30.3%減）となりました。

クリエイティブメディア事業

当事業は、CD・DVD・BDのOEM製造・販売を行っております。

クリエイティブメディアは、平成27年5月31日をもって事業撤退したため、前年を大きく下回りました。

以上により、クリエイティブメディア事業の売上高は72百万円（前年同期比90.4%減）となりました。

事業部門別売上高

区 分 \ 期 別	第 35 期 (平成27年3月期)		第 36 期 (平成28年3月期)		対 前 期 比 率 増 減 率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
アーカイブ事業	百万円 1,347	% 37.2	百万円 2,222	% 56.7	% 65.0
断熱材事業	1,067	29.4	1,304	33.3	22.1
プロダクトインスペクション事業	457	12.6	318	8.1	△30.3
クリエイティブメディア事業	754	20.8	72	1.9	△90.4
合 計	3,626	100.0	3,918	100.0	8.0

(注) 第36期第1四半期連結累計期間より、テストメディア事業をプロダクトインスペクション事業と改称しました。

- ② 設備投資の状況
- 当連結会計年度における設備投資の総額は66百万円で主なものは以下のとおりです。
- イ. アーカイブ事業において、台北支店の設立に伴い、4百万円の投資を行いました。
- ロ. 断熱材事業において、連結子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の生産能力の増強を目的として53百万円の設備投資を行いました。
- ③ 資金調達の状況
- 当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として3億円の調達を行いました。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況
- 当社は、平成27年9月30日を効力発生日として、TAIWAN TEAC CORPORATIONよりストレージデバイス事業を譲受けました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項 目 \ 期 別	第33期 (平成25年3月期)	第34期 (平成26年3月期)	第35期 (平成27年3月期)	第36期 (平成28年3月期)
売上高(百万円)	2,049	1,891	3,626	3,918
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△278	△230	140	154
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△450	△1,402	△136	121
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△94.39	△294.15	△17.74	13.78
総資産(百万円)	4,108	2,863	3,948	3,819
純資産(百万円)	3,651	2,308	2,636	2,715

② 当社の財産及び損益の状況

項 目 \ 期 別	第33期 (平成25年3月期)	第34期 (平成26年3月期)	第35期 (平成27年3月期)	第36期 (平成28年3月期)
売上高(百万円)	1,576	1,300	2,668	3,007
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△328	△296	△46	43
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△483	△1,451	△262	55
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△101.39	△304.37	△34.02	6.30
総資産(百万円)	3,974	2,511	3,386	3,115
純資産(百万円)	3,593	2,117	2,273	2,313

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	US \$ 2,100,000	% 100.0	電子部品用副資材、耐火材料及 び関連製品の開発・製造・販売

（注）当事業年度末日において特定完全子会社ではありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「再成長計画（ReGrowth2015）」を策定し、本計画に基づき、次の施策を実施することで、「経営体制の強化」を図りました。

クリエイティブメディア事業撤退による「事業の選択と集中」を実施しました。

TAIWAN TEAC CORPORATIONをティアック株式会社より事業譲受けし、アーカイブ事業の強化を実現しました。

テストメディア事業をプロダクトインスペクション事業と改称し、画像認識技術を活かした検査装置等の開発・販売と検査業務の受託範囲を拡大し、事業展開を図りました。

これにより、「経営体制の強化」は進み、黒字体質が定着し、連結営業利益は計画を達成しました。しかしながら、プロダクトインスペクション事業のテストメディアの需要が減少し収益力が低下しているため、事業構造改革を更に進め、これに代わる利益の確保を早急に実現する必要があります。

計画の見直しにあたっては、不透明さを増した経済状況を踏まえ各事業計画の進捗を評価し修正するとともに、新たな収益事業の早期育成を目指し、事業構造改革をより進めることによって、当社の企業価値再成長に向け「経営体制の強化」「新成長ドライバーの確立」に取り組むという基本方針は堅持します。

「経営体制の強化」を実現するため、「事業の選択と集中」と「構造改革」を引き続き進め、第37期連結営業利益の拡大を必達目標とし、以下の重点課題に取り組み、会社を再成長軌道に乗せるべく邁進していく所存です。

①アーカイブ事業は、産業用及びA V機器用光ドライブの売上拡大を図るとともに、長期保存用光ドライブと長期保存用光ディスクの供給を起点に、データ保管関連のサービス領域への事業展開を図り、ソリューション事業としての確立を図る。

②断熱材事業は、材料売りから築炉設計～施工領域をカバーしたソリューションによる売上拡大を図る。

③プロダクトインスペクション事業は、平成28年4月1日より事業名称をインダストリアルソリューション事業と改称し、テストディスクだけではなく、画像認識技術を活かした検査装置等の開発・販売や検査業務の受託等を起点に、産業機器や周辺機器へ事業領域を拡大し、事業展開を図る。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（平成28年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の計 2 社で構成されており、テストディスクの開発・製造・販売、DVDベリフィケーションラボラトリとしての認証テスト及び各種ディスクの特性テスト受託、光メディア用計測器の開発・製造・販売、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクの販売、産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行っております。

CD・DVD・BDのOEM製造・販売は平成27年5月31日をもって事業撤退いたしました。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	東京都東村山市
羽村事業所	東京都羽村市
九州事業所	福岡県北九州市
台北支店	台湾台北市

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	中華人民共和國江蘇省吳江經濟技術開發區

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
178名	7名（減）

（注） 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名	8名（減）	46.1歳	8.9年

（注） 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
多摩信用金庫	267百万円
株式会社りそな銀行	185
株式会社みずほ銀行	35

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	36,769,264株
② 発行済株式の総数	9,192,316株
③ 株主数	3,046名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	所有株式数	持株比率
高橋靖	570,000株	6.40%
カブドットコム証券株式会社	447,900	5.03
日本証券金融株式会社	369,600	4.15
飯沼芳夫	276,500	3.10
高橋正	260,400	2.92
松田義広	245,000	2.75
株式会社SBI証券	235,700	2.64
多摩信用金庫	214,000	2.40
楽天証券株式会社	201,800	2.26
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	155,926	1.75

(注) 1. 当社は、自己株式を288,937株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	高 橋 靖	阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長
取 締 役	井 野 博 之	執行役員（企画・総務・経理・社長室・情報開示・IR担当） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事
取 締 役	吹 野 洋 平	阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事、総経理
取 締 役	相 原 謙 一	執行役員（プロダクトインスペクション事業・アーカイブ事業担当） 株式会社シリウスインターナショナル代表取締役社長
取 締 役	斎 藤 泰 志	株式会社経営共創基盤 I G P I カンパニープリンシパル
取 締 役	高 山 達 明	株式会社 T I B S 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	関 清 美	阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司監事
監 査 役	藤 井 篤	弁護士・アルタイル法律事務所所長
監 査 役	漆 山 伸 一	公認会計士・漆山パートナーズ会計事務所代表

- (注) 1. 取締役斎藤泰志氏、高山達明氏は、社外取締役であります。また、両氏については、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 監査役関清美、藤井 篤、漆山伸一の各氏は、社外監査役であります。また、各氏については、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 監査役漆山伸一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役副社長飯沼芳夫氏は、平成27年6月25日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しております。
5. 取締役相原謙一氏は、平成27年6月25日開催の取締役会にて、社外取締役から取締役へ異動しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	支 給 額
取（うち社外取締役）	7名 (3)	76,543千円 (27,000)
監（うち社外監査役）	3 (3)	17,197 (17,197)
合（うち社外役員計）	10 (6)	93,741 (44,197)

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成27年6月25日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が1名、平成27年6月25日開催の取締役会にて社外取締役から取締役へ異動した社外取締役が1名含まれているためであります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の支給額以外として、当事業年度中に退任した取締役1名に対し6,720千円の役員退職慰労金を支給しております。なお当社は、平成19年6月25日開催の第27期定時株主総会の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・ 取締役斎藤泰志氏は株式会社経営共創基盤のI G P Iカンパニープリンシパルであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役高山達明氏は株式会社T I B Sの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役関 清美氏は子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の監事であります。
- ・ 監査役藤井 篤氏はアルタイル法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役漆山伸一氏は漆山パートナーズ会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役斎藤泰志氏は、就任された平成27年6月25日から当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
- ・ 取締役高山達明氏は、就任された平成27年6月25日から当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
- ・ 監査役関 清美氏は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会14回のうち14回に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。

- ・ 監査役藤井 篤氏は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会14回のうち13回に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
 - ・ 監査役漆山伸一氏は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会14回のうち13回に出席し、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要に応じて助言・提言を行っております。
- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が8回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役斎藤泰志氏、高山達明氏及び社外監査役藤井 篤氏、漆山伸一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、取締役相原謙一氏につきましては、社外取締役から社内取締役へ異動された平成27年6月25日までの期間、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりました。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役斎藤泰志氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、取締役高山達明氏につきましては50万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、監査役藤井 篤氏及び監査役漆山伸一氏につきましては500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。なお、取締役相原謙一氏も社外取締役から社内取締役へ異動された平成27年6月25日までの期間、50万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としておりました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 明治アーク監査法人

(注) アーク監査法人は、平成28年1月4日をもって、明治監査法人と合併し、明治アーク監査法人となりました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,300

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

合意された手続きに基づく財務デュー・デリジェンス業務及び合意された手続きに基づくロイヤリティーレビュー業務。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,867,932	流 動 負 債	679,369
現 金 及 び 預 金	1,385,148	買 掛 金	222,624
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	748,032	短 期 借 入 金	39,582
た な 卸 資 産	661,390	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	160,008
そ の 他	73,618	未 払 法 人 税 等	18,723
貸 倒 引 当 金	△258	賞 与 引 当 金	45,954
固 定 資 産	951,255	売 上 値 引 引 当 金	2,709
有 形 固 定 資 産	760,036	繰 延 税 金 負 債	25,737
建 物 及 び 構 築 物	178,756	そ の 他	164,029
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	114,460	固 定 負 債	424,109
土 地	429,144	長 期 借 入 金	288,316
そ の 他	37,674	退 職 給 付 に 係 る 負 債	94,118
無 形 固 定 資 産	84,696	長 期 未 払 金	5,770
の れ ん	74,914	繰 延 税 金 負 債	35,904
そ の 他	9,782	負 債 合 計	1,103,478
投 資 そ の 他 の 資 産	106,523	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	1,646	株 主 資 本	2,598,874
そ の 他	120,466	資 本 金	1,136,402
貸 倒 引 当 金	△15,590	資 本 剰 余 金	1,089,782
資 産 合 計	3,819,188	利 益 剰 余 金	602,895
		自 己 株 式	△230,206
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	112,462
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22
		為 替 換 算 調 整 勘 定	112,439
		新 株 予 約 権	4,372
		純 資 産 合 計	2,715,710
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,819,188

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,918,277
売 上 原 価		2,706,768
売 上 総 利 益		1,211,509
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,034,349
営 業 利 益		177,160
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,846	
そ の 他 営 業 外 収 益	18,317	23,163
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,004	
新 株 予 約 権 発 行 費 用	3,090	
そ の 他 営 業 外 費 用	34,864	45,959
経 常 利 益		154,364
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	26,798	
固 定 資 産 売 却 益	2,975	29,773
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	86	
事 業 撤 退 損	15,665	15,752
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		168,385
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	20,171	
法 人 税 等 調 整 額	26,635	46,807
当 期 純 利 益		121,578
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 益		121,578
当 期 純 利 益		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書
(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
期 首 残 高	1,136,402	1,089,782	610,506	△362,848	2,473,843
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△21,842		△21,842
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			121,578		121,578
自 己 株 式 の 取 得				△15	△15
自 己 株 式 の 処 分				132,657	132,657
自己株式処分差損の振替			△107,347		△107,347
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△7,611	132,642	125,030
期 末 残 高	1,136,402	1,089,782	602,895	△230,206	2,598,874

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整	その他の包括 利益累計額合計		
期 首 残 高	21,409	139,374	160,784	2,269	2,636,897
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△21,842
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					121,578
自 己 株 式 の 取 得					△15
自 己 株 式 の 処 分					132,657
自己株式処分差損の振替					△107,347
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△21,386	△26,934	△48,321	2,103	△46,217
連結会計年度中の変動額合計	△21,386	△26,934	△48,321	2,103	78,812
期 末 残 高	22	112,439	112,462	4,372	2,715,710

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,183,601	流 動 負 債	413,855
現 金 及 び 預 金	1,230,176	買 掛 金	137,944
受 取 手 形	35,453	短 期 借 入 金	5,000
電 子 記 録 債 権	1,455	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	160,008
売 掛 金	373,760	未 払 費 用	48,017
商 品 及 び 製 品	376,978	未 払 法 人 税 等	6,660
仕 掛 品	71,350	未 払 消 費 税 等	8,294
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	27,186	賞 与 引 当 金	34,984
そ の 他	67,497	売 上 値 引 引 当 金	2,709
貸 倒 引 当 金	△258	そ の 他	10,235
固 定 資 産	931,834	固 定 負 債	388,204
有 形 固 定 資 産	526,581	長 期 借 入 金	288,316
建 物	70,632	退 職 給 付 引 当 金	94,118
機 械 装 置	4,562	長 期 未 払 金	5,770
工 具 器 具 及 び 備 品	19,971	負 債 合 計	802,059
土 地	429,144	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	2,270	株 主 資 本	2,308,980
無 形 固 定 資 産	84,696	資 本 金	1,136,402
の れ ん	74,914	資 本 剰 余 金	1,089,782
そ の 他	9,782	資 本 準 備 金	1,089,782
投 資 そ の 他 の 資 産	320,556	利 益 剰 余 金	313,001
投 資 有 価 証 券	1,646	利 益 準 備 金	50,898
出 資 金	11,050	そ の 他 利 益 剰 余 金	
関 係 会 社 出 資 金	242,259	別 途 積 立 金	1,667,000
そ の 他	81,191	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,404,896
貸 倒 引 当 金	△15,590	自 己 株 式	△230,206
資 産 合 計	3,115,436	評 価 ・ 換 算 差 額 等	22
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22
		新 株 予 約 権	4,372
		純 資 産 合 計	2,313,376
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,115,436

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,007,355
売上原価		2,103,525
売上総利益		903,830
販売費及び一般管理費		866,390
営業利益		37,440
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,368	
その他営業外収益	50,029	52,398
営業外費用		
支払利息	7,235	
新株予約権発行費用	3,090	
その他営業外費用	35,580	45,906
経常利益		43,932
特別利益		
投資有価証券売却益	26,798	
固定資産売却益	2,975	29,773
特別損失		
固定資産除却損	86	
事業撤退損	15,665	15,752
税引前当期純利益		57,953
法人税・住民税及び事業税	2,419	2,419
当期純利益		55,534

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					別 積 立 途 金	繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 計 合
期 首 残 高	1,136,402	1,089,782	1,089,782	50,898	1,667,000	△1,331,241	386,657
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△21,842	△21,842
当 期 純 利 益						55,534	55,534
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分							
自己株式処分差損の振替						△107,347	△107,347
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△73,655	△73,655
期 末 残 高	1,136,402	1,089,782	1,089,782	50,898	1,667,000	△1,404,896	313,001

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 額 差	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
期 首 残 高	△362,848	2,249,993	21,409	21,409	2,269	2,273,673
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△21,842				△21,842
当 期 純 利 益		55,534				55,534
自 己 株 式 の 取 得	△15	△15				△15
自 己 株 式 の 処 分	132,657	132,657				132,657
自己株式処分差損の振替		△107,347				△107,347
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			△21,386	△21,386	2,103	△19,283
事業年度中の変動額合計	132,642	58,986	△21,386	△21,386	2,103	39,703
期 末 残 高	△230,206	2,308,980	22	22	4,372	2,313,376

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社 アルメディオ
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 後 藤 正 尚 ㊟
業務執行社員指定社員 公認会計士 島 田 剛 維 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルメディオの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社アルメディア オ 監査役会

監査役（常勤）	関	清	美	㊟
監査役	藤	井	篤	㊟
監査役	漆	山	伸	一 ㊟

（注）常勤監査役関清美、監査役藤井篤及び監査役漆山伸一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

株式会社 アルメディオ
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指 定 社 員 公認会計士 後 藤 正 尚 ㊞
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 島 田 剛 維 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルメディオの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月13日

株式会社アルメディオ 監査役会

監査役（常勤）	関	清	美	Ⓢ
監査役	藤	井	篤	Ⓢ
監査役	漆	山	伸	一 Ⓢ

（注）常勤監査役関清美、監査役藤井篤及び監査役漆山伸一は、会社法第 2 条第16号及び第335条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様へ安定的な成果配分を行うことを念頭におき、業績の許す限り、まず安定配当として年10円の配当金を確保し、更に業績連動分を加え、配当性向・年20%以上とすることを利益配分に関する基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度の業績を総合的に勘案するとともに、株主の皆様のご支援にお応えするため、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類 金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2.5円 配当総額22,258,447円

(注)配当金総額は、1円未満の端数を切り捨てて表示しております。

なお、厳しい経営状況からの再建途上であることを鑑み、中間配当金については、遺憾ながら見送らせていただきました。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たかはしやすし 高橋 靖 (昭和42年5月15日生)	平成6年3月 当社入社 平成13年4月 当社企画部事業企画課長 平成17年10月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司出向 平成23年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役 平成25年11月 当社代表取締役常務 平成26年1月 当社代表取締役社長（断熱材事業担当） 平成27年10月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長	570,000株
取締役候補者とした理由 取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、当社子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の立ち上げと経営を行った経験と実績により、平成23年6月に当社取締役、平成25年11月より当社代表取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。			
2	いのひろゆき 井野 博之 (昭和32年1月19日生)	平成9年8月 当社入社 総務課長 平成12年4月 当社企画部長 平成15年6月 当社取締役企画部長 平成24年10月 当社取締役（企画・経理・総務・I R・情報開示担当）兼企画部長 平成27年10月 当社取締役兼執行役員（企画・経理・総務・社長室・I R・情報開示担当）兼企画部長（現任） （重要な兼職の状況） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事	42,500株
取締役候補者とした理由 取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、管理部門担当の取締役としての長い経験と実績により、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3	あい はら けん いち 相 原 謙 一 (昭和38年7月27日生)	平成17年11月 株式会社レジェンドソリューション会長 平成19年7月 株式会社シリウスインターナショナル設立 代表取締役社長 平成26年6月 当社社外取締役 平成27年6月 当社取締役(プロダクトインスペクション事業担当) 平成27年10月 当社取締役兼執行役員(プロダクトインスペクション事業兼アーカイブ事業担当)兼エレクトリックコントロールユニット事業推進室長 平成28年4月 当社取締役兼執行役員(インダストリアルソリューション事業兼アーカイブ事業担当) (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社シリウスインターナショナル代表取締役社長	一株
取締役候補者とした理由 取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、会社経営の経験と実績により平成26年6月より当社社外取締役に就任し、平成27年6月から事業担当の取締役として十分な役割を果たしてきたことから、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。			
4	ふき の よう へい 吹 野 洋 平 (昭和36年2月9日生)	平成17年7月 当社入社 平成17年10月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司出向 平成26年4月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事・総経理 平成27年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事・総経理	11,300株
取締役候補者とした理由 取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、当社子会社阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司の立ち上げを行い、平成26年4月より董事及び総経理として子会社経営の経験と実績により、平成27年6月より当社取締役として十分な役割を果たしてきたことから、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	さいとう やすし 斎藤 泰志 (昭和47年2月4日生)	平成15年7月 ネクステック株式会社(現株式会社経営共創基盤)入社 経営管理部長 平成16年9月 同社取締役 平成17年5月 同社取締役執行役員CFO 平成21年4月 同社代表取締役執行役員社長 平成24年11月 株式会社経営共創基盤ネクステックカンパニー長 平成27年6月 当社社外取締役(現任) 平成27年10月 株式会社経営共創基盤IGPIカンパニープリンシパル 平成28年4月 株式会社ファーストロジック入社 平成28年6月 同社管理部長 (重要な兼職の状況) 株式会社ファーストロジック管理部長	一株
社外取締役候補者とした理由 取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、経営コンサルタントにおける長年の経験及びビジネス経験・知識等が豊富であり、平成27年6月より当社社外取締役として、経営全般に対する助言や取締役会の監督に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き適切な役割が期待できると判断したためです。			
6	たかやま たつあき 高山 達明 (昭和51年6月25日生)	平成19年4月 株式会社ソリッドコミュニケーション入社 平成27年5月 株式会社TIBS設立 代表取締役社長 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社TIBS代表取締役社長	一株
社外取締役候補者とした理由 取締役として、高い倫理観・公正性などの人格的要素を備え、システム業界におけるビジネス経験・知識等が豊富であり、平成27年6月より当社社外取締役として、経営全般に対する助言や取締役会の監督に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き適切な役割が期待できると判断したためです。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 斎藤泰志氏および高山達明氏は、社外取締役候補者であります。また両氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 斎藤泰志氏および高山達明氏は、現在、社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって斎藤泰志氏が1年、高山達明氏が1年となります。
4. 当社は、斎藤泰志氏および高山達明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。斎藤泰志氏および高山達明氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
くま がい たか ゆき 熊 谷 貴 之 (昭和50年9月21日生)	平成12年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成12年4月 三井安田法律事務所 入所 平成15年8月 佐藤総合法律事務所 開設 平成21年2月 熊谷・田中・津田法律事務所 開設 (旧:熊谷・田中法律事務所)	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 熊谷貴之氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしております。
3. 熊谷貴之氏は、弁護士としての経験をもとに補欠監査役に選任をお願いするものであります。
4. 熊谷貴之氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

当社は、平成18年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みのひとつとして、「当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための取組み」の導入を決議し、平成18年6月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、平成19年6月25日開催の定時株主総会において、当該取組みの名称を「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に変更する等の修正を行った上で、これを継続することについてご承認をいただいております。その後も、毎年、定時株主総会において、所要の修正を行った上で、その継続についてご承認をいただいております。

この度、当社は、本基本方針の有効期間が迫ってきたことから、本基本方針の継続の是非について再度検討したところ、昨今の厳しい経済情勢や当社を取り巻く事業環境等の諸要素に鑑みると、本基本方針には引き続きその必要性が認められるとの結論に至りましたので、本基本方針を継続することにつき、株主の皆様の過半数をもってご承認をお願いするものであります。また、基本方針の継続のご承認に併せて、特別委員会の委員の方々（【別紙4】をご参照ください。）につきましても委員にご就任いただく（3名継続となります。）ことにつき、株主の皆様の過半数の賛成をもってご承認いただきたく存じます。

本基本方針は事前警告型プランであり、経済産業省及び法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日）の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっておりますとともに、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。なお、本議案が否決された場合には、本総会後最初に開催される取締役会において、本基本方針の廃止を決議するものいたします。

なお、本基本方針の継続にあたっては、必要に応じて、記載内容の一部修正・変更等を行っておりますが、本基本方針のスキームに変更はございません。

また、本日現在、当社が第三者から当社に対する買収行為又は当社株式の大量買付行為を行う旨の提案等を受けている事実はありません。

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（買収防衛策）の概要

1. 当社企業価値の源泉

当社及びその子会社（以下、単に「当社」といいます。）は、現在、テストメディアの開発・製造・販売を行うインダストリアルソリューション事業（旧「プロダクトインスペクション事業」、旧々「テストメディア事業」をいい、以下、単に「インダストリアルソリューション事業」といいます。）、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスク等の販売並びに産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行うアーカイブ事業、耐火材料の製造・販売を行う断熱材事業等を営んでおりますが、当社は、設立以来、インダストリアルソリューション事業を基幹事業としております。このインダストリアルソリューション事業は、当社設立以来、30年以上にわたり当社の発展を支えてきた当社の主幹事業であり、中核技術を担うものです。当社事業が多角的に展開できてまいりましたのもこの主幹事業の存在と中核技術の発展があつてこそのものであります。

このインダストリアルソリューション事業は、P C用ドライブ等のP C関連機器、オーディオ用のCD・MD・DVDプレーヤ等のAV機器の調整や国際的な互換性を維持することを目的として、品質規格の規準となるディスク等を開発・製造し、供給する事業ですが、当社が提供します製品やサービスの品質に対する信頼は、当社が特定の事業者に傾倒したり妥協したりしない、中立・公正な「規準」を提供してきたことに存在価値を認められてきたことに由来します。

そのため、インダストリアルソリューション事業にとって、その中立性・公正性の確保は絶対的に要請される事項であり、当社は、これまで、その中立性・公正性に対する信頼感を高め、確保することで、当社のプレゼンスを確立してきました。

また、インダストリアルソリューション事業における研究開発により培われた技術は、現在の当社の成長セクターであるアーカイブ事業の基幹となっており、当社はインダストリアルソリューション事業を基盤に、安定的に収益を上げ、各種事業を発展・拡大させてきたといえます。

したがって、当社の企業価値の源泉が、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにあることは、疑いようがありません。

当社は、当社の企業価値の源泉がこれらにあることを肝に銘じ、今後とも、インダストリアルソリューション事業を基盤に、その源泉を活かして、周辺事業を発展させ、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

Ⅱ. 当社企業価値の確保・向上に向けた取組み

以上で述べた通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感と、そこから確立されたプレゼンスにあります。

当社は、この企業価値の源泉を枯らすことなく、当社事業を継続的に維持・発展させ、また多角化を行い、もって、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上すべく、各種の取組みを行ってまいります。

具体的には、創業以来の当社のスタンスである、他の企業グループ・メーカーからの独立性を維持し、特定のメディア規格にのみ偏向・傾注せず、すべてのメディア規格に対してテストメディアを公平に開発・製造し、供給することにより、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感をより一層厚くし、主幹事業であるインダストリアルソリューション事業を基盤に、当社のプレゼンスを今後とも確固たるものにしてまいります。

当社は、記録メディアの多様化及びネット配信の進展と光ディスク事業の成熟化が進んでいることに鑑み、平成24年5月15日付けで「経営再建計画（ALM2012）」の策定を公表し、この計画に基づき、インダストリアルソリューション事業を含む当社のディスク事業の在り方を再検討し、需要の発掘による売上の拡大を志向するとともに、会社組織を最適化する等といった施策を講じることで、当社の事業基盤をより強固にするよう、努力してまいりました。その結果、インダストリアルソリューション事業に係る自動車向け需要は堅調に推移し、また、アーカイブ事業の立ち上げや阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の断熱材事業の売上の拡大等を通じた業容の多様化も着実に進捗するなど、一定の成果は得られつつあります。

また、平成26年度は、平成26年4月30日付け「再成長計画（ReGrowth2014）」の実施について」の策定を公表し、経営の安定化や平成26年度における連結営業利益の黒字化を図ってまいりましたところ、平成27年3月31日付けでクリエイティブメディア事業の音楽映像市場からの事業撤退を決定しつつも、再成長計画（ReGrowth2014）の平成26年度目標である連結営業利益の黒字転換を達成することができました。

続いて、平成27年度は、平成27年4月30日付け「再成長計画（ReGrowth2015）の実施について」の策定を公表し、経営体制の強化を図ってまいりましたところ、平成27年度における連結営業利益も黒字となり、黒字体質への転換が達成され、平成27年度における連結営業利益の計画値の176百万円に対し、達成した営業利益は177百万円と100.7%の達成結果となりました。

こうした状況を受け、当社は、経営体制の強化を図り、新成長ドライバーを確立するという方針を堅持しつつ、各事業計画の進捗を再評価し、修正するとともに、新たな収益事業の早期育成を目指し、事業構造改革をより進めることによって、当社の企業価値をさらに向上させるべく、平成28年5月13日付けで再成長計画（ReGrowth2016）の策定を公表いたしました。平成28年度は、今後成長が見込まれるアーカイブ事業、断熱材事業への積極的投資による売上げを拡大し、インダストリアルソリューション事業は、事業領域を拡大し、事業展開することにより、会社の再成長を加速させ、ひいては、当社の企業価値の確保・向上を実現するべく、邁進していく所存です。

さらに、当社は、本年6月24日開催予定の第36期定時株主総会において独立役員¹である社外取締役2名を選任する予定であること、これまで同様、監査役3名全員を社外監査役²とし独立役員³として届出を行うことや、IR活動の強化を引き続き行っていくこと等により、引き続き、当社内部の経営の健全性の確保と透明性の向上に努めてまいります。

その上で、これらの取組みを通じて強固となる事業基盤を活かし、当社の業容の多様化を推進し、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方のご期待に応えることで、この方面からも当社に対する信頼感を確固たるものにし、当社のプレゼンスをより一層高めてまいり所存です。

Ⅲ. 本基本方針について

1. 基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述の通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、これまで当社が築いてきた中立性・公正性が疑われ、当社に対する信頼感の喪失につながることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明かです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合

には、株主の皆様にご買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかと疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることになります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本年6月24日開催の第36期定時株主総会において、出席された株主の皆様のご議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定いたしました。

なお、平成28年3月末日現在の当社の大株主の状況につきましては、【別紙5】をご参照ください。

本基本方針の継続は、当社特別委員会の委員に現在ご就任いただいている独立役員である社外監査役全員からの賛同を得た上で、平成28年5月13日開催の当社取締役会において決定されたものでありますが、当該取締役会においては、独立役員である社外監査役3名が全員出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行われることを条件として本基本方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様のご意向を確認するために、平成28年6月24日開催の第36期定時株主総会において、本基本方針の継続の是非を諮るとともに、併せて、特別委員会の委員の方々の選任についても、株主の皆様のご承認を願うことといたしております。

当社は、同定時株主総会において本基本方針の継続又は特別委員会の委員の方々の選任について株主の皆様のご承認を得られなかった場合には、同定時株主総会後に開催される取締役会において、本基本方針の廃止を決議するものといたします。

2. 目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為又は当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉又は買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様のご判断機会を保障し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

3. スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっているとともに、当社が対抗策の発動として無償で割当てる新株予約権の内容について、当該新株予約権を当社の株式等⁴と引換えに当社が取得できる旨の取得条項を付すことができるとされているに過ぎないなど、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。

(1) 概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール（以下「事前遵守ルール」といいます。）と、株主の皆様の判断機会を保証し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準（以下「評価基準」といいます。）を予め公表します。

そして、特別委員会が、本基本方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞（おそれ）と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次のとおりです。

【事前遵守ルール】

- ① 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i)当社が発行者である株券等⁵について、行為者及び行為者グループ⁶の株券等保有割合⁷が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、又は(ii)当社が発行する株券等⁸について、公開買付け⁹に係る株券等の株券等所有割合¹⁰及び行為者の特別関係者¹¹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- ② 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
 - ・行為者及び行為者グループの概要
 - ・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
 - ・行為者が意図する経営方針及び事業計画
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様に与える影響とその内容
 - ・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
 - ・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報（なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分であると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加の情報提供を求めることがあります。また、当社は、特別委員会が

行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」といいます。）します。）

- ③ 特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

特別委員会の評価期間（行為者が情報受領通知を受領した日から起算）

買収の対価が現金（円貨）の場合 最大で60日以内

その他の場合 原則として90日以内

（ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。）

【評価基準】

- ① 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき

- ② 以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為又はそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

（a）強圧的買収類型

いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収 等

（b）機会損失的買収類型

（c）企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

（d）その他、上記各類型に準じる買収類型

（詳細は【別紙1】本基本方針ガイドラインをご参照ください。また、【別紙6】本基本方針のフロー図も、併せてご参照ください。）

(2) 発動

当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします（特別委員会の概要につきましては、【別紙3】特別委員会設置要領をご参照ください。また、特別委員の略歴を【別紙4】特別委員会の構成員である社外取締役及び社外監査役等の略歴にて開示しておりますので、併せて、ご参照ください。）。

特別委員会は、対抗策の発動又は不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動又は不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。

なお、当社取締役会は、対抗策の発動決定後であっても対抗策の発動が不要になったと判断される場合は効力発生日前に限り対抗策の発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、対抗策の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

(3) 廃止

本基本方針は、導入後、毎年、定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様が本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、又は取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直し又は廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

(4) 本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に行業者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手続の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほかに各委員も有することとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行業者が議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年、定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様の総体的意思又は取締役会の意思により、いつでも本基本方針

の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の任期を1年と定めており解任要件を加重しておりません。

4. 行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。その上で、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができます（ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限りします。）。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。

当社取締役会が対抗策の発動又は不発動を決定した場合には、速やかに、法令又は証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します（この他、新株予約権の詳細につきましては、【別紙2】新株予約権の概要をご参照ください。）。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記3.(1)【事前遵守ルール】②及び③ならびに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回又は中止を決定した場合には、速やかに、法令又は証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回又は中止を勧告することができます。

5. 株主・投資者の皆様にご与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることになります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております。なお、当社が新株予約権を当社の株式等¹²と引換えに取得することができると定められた場合において、当社が当該取得の手続を採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、

行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります。)し、当社新株を取得できます。また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（又は当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）又は、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。

これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主又は投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

6. 本基本方針の詳細

本基本方針の詳細については添付別紙に詳細にお知らせしておりますので、そちらをご参照ください。

- 【別紙1】 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン
- 【別紙2】 新株予約権の概要
- 【別紙3】 特別委員会設置要領
- 【別紙4】 特別委員会の構成員である社外取締役及び社外監査役等の略歴
- 【別紙5】 当社の大株主の状況
- 【別紙6】 本基本方針のフロー図

以 上

-
- 1 株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役又は社外監査役を意味します。
 - 2 会社法第2条第16号に規定されます。
 - 3 前掲注1参照。
 - 4 会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。
 - 5 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
 - 6 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
 - 7 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
 - 8 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
 - 9 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。
 - 10 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。
 - 11 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。
 - 12 会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいいます。

【別紙1】

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン

このガイドラインは、当社を買収しようとする者又は大量の当社株式を取得しようとする者（以下、総称して「行為者」という。）に適正に対応するための当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）の内容、手続及び運用指針を定めたものである。

1. 対抗策発動の条件

特別委員会は、買収行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとする（ただし、その虞と対抗策発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限る。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は対抗策を発動することができるものとする。

- (1) 行為者が事前遵守ルール¹³のすべてを遵守しているとき
- (2) 濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為又はそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

2. 事前遵守ルール

- (1) 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、（i）当社が発行者である株券等¹³について、行為者及び行為者グループ¹⁴の株券等保有割合¹⁵が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、又は（ii）当社が発行する株券等¹⁶について、公開買付け¹⁷に係る株券等の株券等所有割合¹⁸及び行為者の特別関係者¹⁹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- (2) 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【特別委員会が求める情報】

- ・ 行為者及び行為者グループの概要
 - ・ 買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
 - ・ 行為者が意図する経営方針及び事業計画
 - ・ 行為者の経営方針及び事業計画が当社株主に与える影響とその内容
 - ・ 行為者の経営方針及び事業計画が株主以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
 - ・ その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報
- (3) 特別委員会が行為者による買収行為を評価する期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、従前の当社株式保有数を増加させないこと。

3. 濫用的買収

上記1.(2)の濫用的買収とは、行為者による買収行為が、以下の類型のいずれかに該当する行為又はそれに類する行為等である場合をいう。

(1) 強圧的買収類型

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラー)ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にあるような場合
- ② 当社の会社経営を支配した後に、当社の事業経営上必要な有形・無形の資産、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を第三者に売却したり、当該行為者又はそのグループ会社等に移譲させるなど当社の犠牲の下に行為者の利益を実現する経営を行うような場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(※)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為
(※)強圧的二段階買収： 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと

(2) 機会損失的買収類型

現経営陣に買収提案に対する代替案を提示する機会を失わせる場合、現経営陣が適正な代替案を検討、提示するために必要かつ十分な情報等の提供を拒否する場合

(3) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

- ① 買収条件(価格、内容、時期、方法、違法性の有無、買収提案の実現性等を含むがこれらに限られない。)が当社の企業価値に照らして不十分、不適切な場合
- ② 行為者の経営支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値の重大な毀損が予想されたり、当社の企業価値の向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合、又は行為者の経営支配権取得の場合の企業価値が中長期的な将来の企業価値の比較において、行為者が経営支配権を取得しない場合の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- ③ 公序良俗の観点から問題があると思われる行為者、資金提供者による買収である場合

(4) その他、上記各類型に準じる買収類型

行為者の行為が当社の有形、無形の企業価値を毀損し、結果として行為者以外の株主の共同利益を損なうと明白に判断される場合、及び社会通念上、不適切な行為者による場合

4. 買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次のとおりとする。

- ① 特別委員会が当社取締役会を通じて行為者から情報提供を求める場合
最初の情報提供要求 買収提案から10営業日以内
追加の情報提供要求 直近の情報要求から10営業日以内

- ② 行為者の情報提供期限

最初の情報提供要求 当社の要求から3営業日以内

行為者が上記期間以内に情報提供に応じない場合は、当社は行為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意思がないものとみなす。ただし、明確に情報提供の意思があり、事前に回答期間の延長について要求がある場合は、必要に応じ回答期間の延長を行う場合がある。

なお、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」という。）する。

- ③ 行為者による買収行為を評価する期間

行為者が情報受領通知を受領した日から起算して

買収の対価が現金（円貨）の場合最大で60日以内

その他の場合 原則として90日以内

（なお、必要に応じ延長する場合には適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由を情報開示する。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をする。）

5. 情報開示、代案提示

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知した場合、当社が行為者に対し情報受領通知を行った場合、特別委員会が対抗策の発動又は不発動を勧告した場合、当社取締役会が対抗策の発動又は不発動を決議した場合、対抗策発動を撤回又は中止する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、及びその他法令又は証券取引所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を情報開示する。

また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部又は全部を情報開示し、提出情報内容に関連した条件交渉、株主に対する当社の意見、代替案を提示する。

6. 対抗策の内容

新株予約権無償割当てとする。

新株予約権の内容等については、【別紙2】新株予約権の概要によるものとする。

7. 企業価値毀損を防止するための措置

当社取締役会是对抗策の発動後の行為者の対応によっては、再度、上記2. (2)、4. ③及び下記8. (1)②に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な対抗策を講じる。

8. 対抗策の発動

(1) 発動の決定

対抗策発動の際には次の手続を経るものとする。

- ① 当社取締役会が特別委員会に対抗策発動の適否を諮問する。
- ② 特別委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に対抗策発動又は不発動を勧告する。
- ③ 当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重の上最終的に発動を決定する。

(2) 発動の撤回又は中止

当社取締役会是对抗策発動を決定した場合でも新株予約権無償割当ての効力発生日までの間に行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（又は当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）、又は行為者が買収行為等を撤回した場合には対抗策発動の撤回又は中止をすることができる。

また、特別委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に対抗策発動の撤回又は中止を勧告することができる。この場合、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重の上、最終的に発動の撤回又は中止を決定する。

9. 対抗策発動の回避

以下の条件を満たした場合は、当社取締役会是对抗策を発動しない。

- ① 行為者が公開買付けを公告し又はその他適切な方法により買付けを公表した上で、当社が意見表明、代案提示、対抗策の発動などの対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかな場合。
(明白な株主意思の尊重)
- ② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、行為者による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合。

10. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、導入後毎年の定時株主総会の終結の時までとし、定時株主総会において株主に本基本方針の継続、見直し、廃止を諮る。

11. 本基本方針の見直し、廃止

次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本基本方針は見直し又は廃止される。

- ① 臨時株主総会において出席株主の過半数が見直し又は廃止に賛成したとき。
- ② 当社取締役会において出席取締役の過半数が見直し又は廃止に賛成したとき。
- ③ 今後の法改正、上場規則改正他、いわゆる敵対的買収防衛策の取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本基本方針の見直し又は廃止が必要と判断したとき。

12. 特別委員会

特別委員会の構成等については、【別紙3】特別委員会設置要領によるものとする。

-
- 13 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
- 14 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
- 15 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。
- 16 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
- 17 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。
- 18 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。
- 19 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

【別紙 2】

新株予約権の概要

【別紙 1】 本基本方針ガイドライン第 6 項の新株予約権の概要は次のとおりとする。

1. 発行の目的

当社は当社に対する不適切な買収行為等によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収等の提案及び買収行為等に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権を発行する。

2. 割当て方法

対抗策の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される基準日（以下「基準日」という。）の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1 株につき 1 個の割合で新株予約権を割当てる。

3. 発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。ただし、第 4 項(2)に定める株式数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。

4. 新株予約権の目的である株式の数

(1) 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として 1 株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

(2) 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

5. 新株予約権の払込金額

無償とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される金額の総額

第 7 項に定める行使金額に第 3 項に定める発行する新株予約権の総数を乗じた額を上限とする。

7. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

1 円に対象株式数を乗じた額とする。

8. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金

会社計算規則第 17 条第 1 項の規定により算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1（1 円未満は切り上げ）の額を資本に組入れるものとする。

9. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される効力発生日の翌日から1か月以内とする。ただし、当社取締役会が必要と認める場合には、最長で2か月間まで延長できる。なお、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。
- (2) 新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた新株予約権のみを行使できる。ただし、当該新株予約権の割当てを受けた者以外の者でも、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、買付者による当社に対する買付提案又は当社株式の大量買付行為がなされ、本基本方針に従い、当社取締役会が新株予約権発行決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。

- ① 買付者
- ② 買付者の共同保有者
- ③ 買付者の特別関係者
- ④ 買付者の当社株式の議決権共同行使可能者
- ⑤ 上記①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受もしくは承継した者（当初の新株予約権者から法令に従い第15項に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む。）

- (4) 次の①ないし⑫に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該①ないし⑫に定めるところによる。

- ① 「本基本方針」とは、当社の平成26年5月15日の当社取締役会決議において決定された当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針をいう。
- ② 「買付者」とは、買付提案を行う者もしくは大量買付行為を行う又は行おうとする者をいう。
- ③ 「買付提案」とは、(i)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、又は(ii)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに関する提案をいう。
- ④ 「買付者等」とは、買付者、買付者の共同保有者、特別関係者及び当社株式の議決権共同行使可能者をいう。
- ⑤ 「大量買付行為」とは、(i)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、又は(ii)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいう。
- ⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

- ⑦ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
- ⑧ 「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
- ⑨ 「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- ⑩ 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- ⑪ 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- ⑫ 「株式等」とは、会社法第107条第2項第2号ホに規定する株式等をいう。

11. 取得条項

- (1) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（又は当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）又は行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することができる取得条項を付すものとする。
- (2) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に、当該日において行使が可能となっている新株予約権を当社の株式等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができる。
- (3) 前二項に従い新株予約権を取得する場合、当社は、会社法第273条又は第274条の規定に従い、新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、通知又は公告するものとする。

12. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される日

13. 新株予約権の行使請求受付場所

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される行使請求受付場所

14. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される払込取扱金融機関

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権証券の発行に関する事項

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

【別紙 3】

特別委員会設置要領

1. 設置

特別委員会は当社取締役会により設置される。

2. 構成

- (1) 特別委員会は3名以上の委員により構成される。
- (2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、外部有識者などから委員を選任する。
- (3) 当社取締役会が委員として選任する者は下記の事項のすべてを満たす者でなければならない。
 - ① 現在又は過去において当社及び当社の子会社又は関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の取締役又は監査役等になったことがない者（社外取締役及び社外監査役を除く）
 - ② 現在又は過去における当社グループの取締役又は監査役の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社グループと現に取引のある金融機関において現在又は過去に取締役又は監査役等になったことがない者
 - ④ 当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役又は監査役等でない者
 - ⑤ その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者及びこれらに相当する有識者）

3. 委員の選解任等

特別委員会の委員の選解任は当社取締役会の過半数の決議によりこれを行う。なお、社外取締役及び社外監査役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、特別委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。

4. 特別委員会の招集

当社代表取締役及び各委員は、いつでも特別委員会を招集することができる。

5. 特別委員会の役割

特別委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して対抗策を発動することの是非を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に勧告する。

その他、特別委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。

当社取締役会は特別委員会の助言又は勧告を最大限尊重するものとする。

6. 特別委員会の決議
特別委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の賛成によるものとする。
ただし、病気その他やむをえない事由により委員全員が出席できない場合は、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。
7. 特別委員会に対する助言
特別委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

【別紙４】

特別委員会の構成員である社外取締役及び社外監査役等の略歴

高山 達明（昭和51年6月25日生）

平成19年4月	(株)ソリッドコミュニケーション入社
平成27年5月	(株)T I B S 設立、代表取締役社長（現任）
平成27年6月	当社社外取締役（現任）

藤井 篤（昭和25年4月5日生）

昭和54年4月	弁護士登録
昭和54年4月	代々木総合法律事務所入所
平成12年4月	ウェール法律事務所設立
平成12年6月	当社非常勤監査役（現任）
平成17年9月	東京フロンティア基金法律事務所入所
平成26年11月	アルタイル法律事務所設立 所長（現任）

漆山 伸一（昭和40年5月23日生）

平成元年4月	監査法人トーマツ入社
平成8年2月	監査法人トーマツ退社
平成8年4月	漆山公認会計事務所設立 （現 漆山パートナーズ会計事務所 代表）（現任）
平成26年6月	当社非常勤監査役（現任）

【別紙 5】

当社の大株主の状況

平成28年3月31日現在

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
高橋靖	570,000株	6.20%
カブドットコム証券株式会社	447,900	4.87
日本証券金融株式会社	369,600	4.02
株式会社アルメディオ	288,937	3.14
飯沼芳夫	276,500	3.00
高橋正	260,400	2.83
松田義広	245,000	2.66
株式会社SBI証券	235,700	2.56
多摩信用金庫	214,000	2.32
楽天証券株式会社	201,800	2.19

招集通知

事業報告

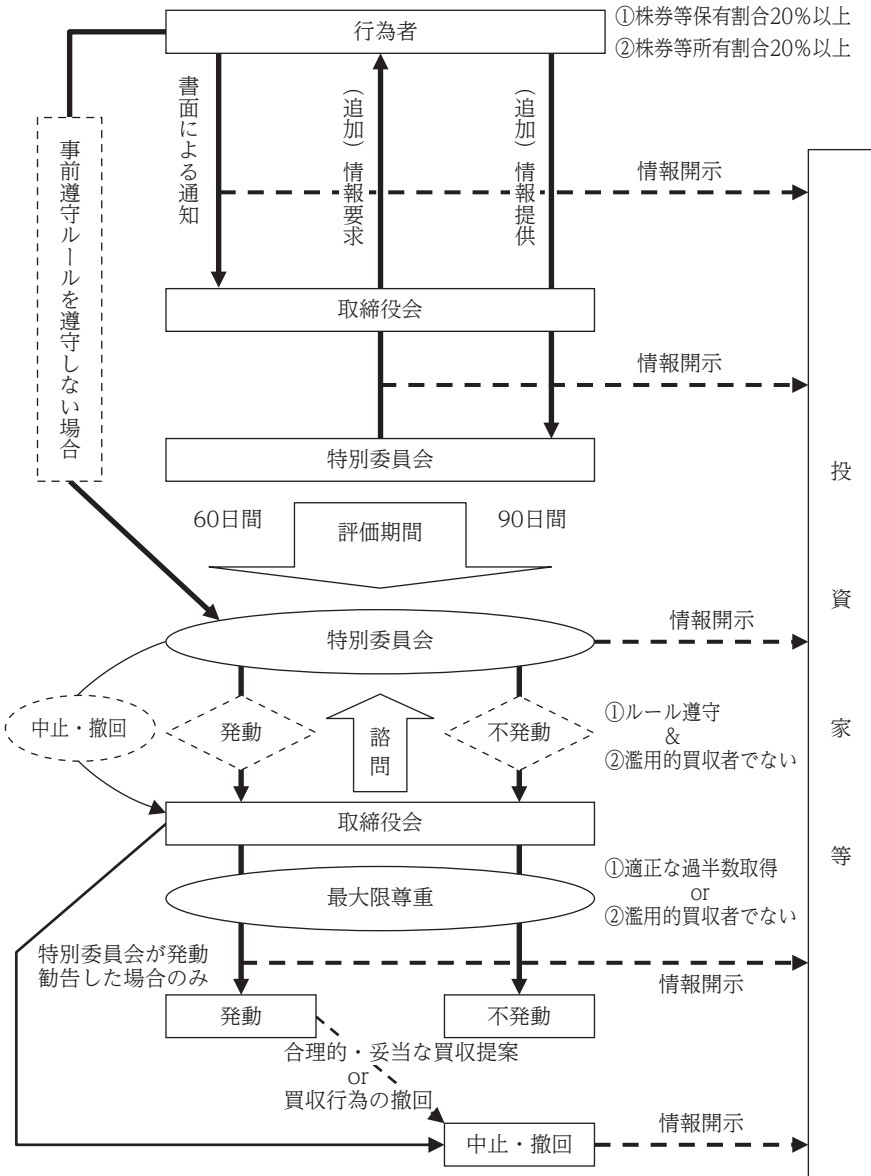
連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【別紙 6】



以上

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図

東京都立川市曙町二丁目40番15号
パレスホテル立川 4階 ローズルーム 西



J R 立川駅北口より徒歩7分
多摩モノレール立川北駅より徒歩5分

なお、誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので
最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。